

事前予約で
混雑緩和！

確定申告

申告の受け付け

2月16日(木)～3月15日(水) 9時～16時
(土・日曜日、祝日を除く)

市役所税務課 ➡ 予約制

市県民税申告

確定申告

対象 ●市県民税申告

●主な収入が給与・年金の人の確定申告(右記参照)

予約開始 1月17日(火)9時～

予約方法 ●市ホームページ(24時間予約可能)

●予約専用ダイヤル(平日9時～16時)

☎24・8208

※16時～翌9時及び土・日曜日、祝日は、通常の受け付けとは別枠でAIによる自動電話受付(実証実験)を行います。



そのほか 令和4年中に収入のなかった人の市県民税申告や、相談や確認が不要で提出のみの人は予約不要

小松税務署 ➡ 整理券配付

確定申告

対象 全ての種類の所得・控除の確定申告

(所得税が発生しない人の市県民税申告は不可)

整理券取得方法 ●LINEを通じた

オンライン発行▶

●当日会場で配付

※整理券の数には限りがあります



詳しくは小松税務署へお問い合わせください。

インターネット・郵送で申告

インターネット上で確定申告ができる「e-Tax」の利用や、作成した各申告書の郵送での提出にご協力ください。

所得税の確定申告

電子申告

郵送

パソコンやスマートフォンで電子申告や申告書の作成ができます(13ページも参照)。

郵送する場合は、下記に送付ください。



郵送先 〒920-8526 金沢市戸水2丁目30番地
金沢国税局業務センター(小松税務署)宛

市県民税の申告

郵送

パソコンで申告書が作成できます。印刷し提出ください。また、令和4年度分市県民税申告をした人には2月上旬に申告書を送付します。必要に応じ、記載後返信してください。



郵送先 〒923-8650 小馬出町91番地
小松市役所 税務課(市民税担当)宛

無料申告相談

予約不要

税理士に約20分無料で申告の相談ができます。源泉徴収票などをお持ち下さい。

とき 2月23日(木・祝)10時～12時、13時～16時
ところ アル・プラザ小松1階レバリーホール
対象 小規模納税者(前年分所得金額が300万円以下の事業所得者)、給与所得者、年金受給者など
☎ 北陸税理士会小松支部 ☎24・6801

市県民税申告

問い合わせ

【市県民税の申告】税 務 課 ☎24・8030

【所得税の確定申告】小松税務署 ☎22・1171

申告が必要か確認しましょう

このフローチャートはあくまでも参考です。

「申告不要」「市県民税申告」となった場合でも、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

スタート

令和5年1月1日現在、
小松市在住ですか？

令和5年1月1日現在の住所地に確認してください。
※確定申告は小松税務署またはインターネットで

はい

令和4年1月～12月に収入はありましたか？
※遺族年金、障害年金、雇用保険など非課税収入のみの場合は「いいえ」へ

市県民税申告・確定申告は不要です。ただし国民健康保険などの加入者や所得証明書が必要な人は「収入なし」の市県民税申告が必要です。

主に公的年金収入

以下のいずれかに該当する
・公的年金収入が400万円を超える
・公的年金以外の所得が20万円を超える

確定申告

以下のいずれかに該当する
・給与・公的年金以外の収入がある
・源泉徴収票に記載のない控除を追加したい

市県民税申告

申告不要

主に給与収入

給与収入が2,000万円を超える

確定申告

控除を追加・変更したい(医療費控除を追加する人は12ページもご確認ください)

申告不要

給与の全部が源泉徴収の対象であり、年末調整をしていない給与の収入金額が20万円を超える

確定申告

以下のいずれかに該当する
・給与以外の所得が20万円を超える
・2カ所以上からの給与があり、年末調整した給与以外の給与収入額と他所得の合計が20万円を超える

市県民税申告

その他収入

一時所得や雑所得
所得税が課税される

確定申告

市県民税申告

営業・農業・不動産・譲渡・利子・配当などの所得がある場合は、原則税務署でご相談の上、申告してください。

スマホで申告してみませんか？

問い合わせ 小松税務署 ☎22・1171(自動音声案内)

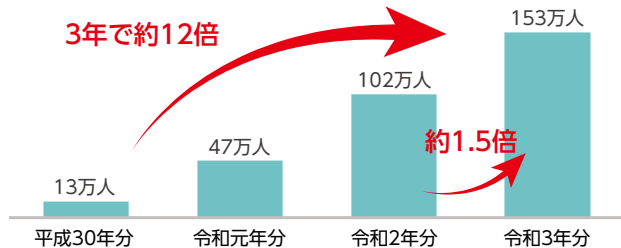
スマホ申告はこちらから▶

確定申告特集

検索



スマホ申告の利用状況 ～自宅からのスマホによるe-Tax利用者が150万人を突破～



手続きには何が必要なの？

収入や控除の資料とスマホ、マイナンバーカード(4桁と6～16桁の各暗証番号が必要)があれば手続きできます。
※一部対応していないスマホ機種があります。
※マイナンバーカードがない人も、事前に税務署でIDとパスワードを取得するとスマホ申告が利用できます。

対象範囲は？

- 【対象所得】
- 給与所得
 - 雑所得(年金など)
 - 一時所得(保険満期金など)
 - 上場株式等の所得や繰越損失等(特定口座年間取引報告書)
- ほか
- 【各種控除など】
- 全ての所得控除(扶養・保険料支払額・医療費・寄附など)
 - 政党等寄附金特別控除
 - 災害減免
 - 予定納税額
- ほか

メリットは？

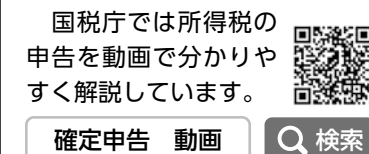
①給与源泉徴収票をカメラで読み取り、数値を自動入力
給与と収入がある人は便利です。
※微修正が必要な場合があります。

②いつでもどこでも申告できる
都合の良い時に、待たずに申告できます。



③源泉徴収票や所得控除の添付書類の提出が不要
※一部提出が必要な書類もあります。
※書類は5年間保管してください。

④簡単操作で自動計算
基本的に画面の案内に沿って入力するだけ。細かい計算や誤りが激減します。



マイナポータル連携でさらに便利に！

各種証明書等のデータを一括取得・自動入力できます

マイナポータル連携により、下記内容が入力せずに自動で取得でき、かつ、電子送信で申告した場合は5年間の書類保管も不要になります。

- 医療費
- ふるさと納税
- 国民年金保険料 NEW
- 公的年金の源泉徴収票 NEW
- 生命・地震保険
- ほか



マイナポータルで年金受給者の申告が便利になったよ



国税庁e-Taxキャラクター イータ君 & マイナちゃん

申告に必要なもの

令和4年中に受け取った収入または同年中に支払った領収書・証明書などが必要です。

※必要書類が不足していると、予約しても受け付けできません。必ず事前に持ち物の確認・準備をお願いします。

給与所得者	源泉徴収票(勤務先が発行)
公的年金所得者	源泉徴収票(年金機構などが発行)
事業所得者	記入済みの支出内訳書や支払調書
その他収入	・個人年金支払証明書 ・保険金受領書 ・報酬支払調書 など
社会保険料控除	・国民健康保険税等の納付額が分かる書類 ・国民年金保険料の控除証明書 ・その他社会保険料の支払額が分かる書類 ※実際に支払った人が申告可能
生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
障害者控除	障害者手帳や認定書など ※下記も参照
医療費控除 ※右記の通り	・記入済みの医療費控除証明書 ・保険者等発行の医療費のお知らせ ※セルフメディケーション税制を受ける人は、専用明細書と健康増進の取り組みが分かる書類
雑損控除	・罹災証明書など ・被災物件の取得額や物件内容が分かるもの ・損害額や支払金額等が分かるもの ・補填された保険金額が分かるもの ※詳細は小松税務署へご確認ください。
寄附金控除	寄附金受領証
身分証明書	マイナンバーカードなど
還付を受ける人	申告者の振込口座が分かるもの

要介護者の控除について

問 長寿介護課 ☎24・8147

要介護者の障害者控除

要介護認定を受けている人は「障害者控除対象認定書」の交付を受けると、障害者控除等を申告できる場合があります。既に認定書を持っている人は、認定区分が変更・消滅するまで有効です。

対象 市内在住の65歳以上(昭和33年1月1日以前生まれ)で認知症または寝たきりの状態が所定の基準を満たす人
申請方法 長寿介護課にある申請書を提出してください。審査結果は、郵送でお知らせします。

医療費控除について

医療費控除

必ず事前に「医療費控除の明細書」の記載を

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の記載が必要です。明細書の記載がない場合は受け付けできませんので、必ず事前にご準備ください(e-Taxを利用する人は記載が不要な場合があります)。

「医療費控除の明細書」の取得方法

- 小松税務署
- 市役所・小松駅前・南部行政サービスセンター
- 市ホームページからダウンロード



記載の仕方

①医療費通知に記載された事項

保険者等から発行された医療費通知に記載されている額の内、令和4年1月～12月の支払い額を記載してください(医療費通知は添付が必要です)。再発行は加入している保険者等に問い合わせてください。

②医療費(上記1以外)の明細

医療費通知に記載のないものは、領収書を基に医療費を受けた人、支払先(病院、薬局など)ごとに医療費を合計して記載してください。保険などにより補填があった場合も記載が必要です。

セルフメディケーション税制

健康増進や疾病予防のために特定一般用医薬品等を購入(年間12,000円超)した場合には、通常の医療費控除との選択により控除を受けられる場合があります。

医療費控除等に関する詳細は国税庁ホームページをご覧ください。



医療費控除に伴うおむつ代の確認書

要介護認定を受けている人の令和4年に使用したおむつ代について、医療費控除を申告する場合は長寿介護課へ「確認書」の発行を申請してください。

対象 おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降で、主治医の意見の内容が一定の要件を満たす人

※確認書が発行できない場合は、医師におむつ使用証明書を記載してもらってください。